

令和 8 年 9 月 第444回 定例 福井県議会 議案

福 井 県

目 次

第 58 号議案	令和 8 年度福井県一般会計補正予算（第 3 号）	（ 1 ）
第 59 号議案	令和 8 年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第 1 号）	（ 11 ）
第 60 号議案	令和 8 年度福井県病院事業会計補正予算（第 1 号）	（ 15 ）
第 61 号議案	令和 8 年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	（ 17 ）
第 62 号議案	令和 8 年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	（ 19 ）
第 63 号議案	令和 8 年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第 1 号）	（ 21 ）
第 64 号議案	福井県港湾施設管理条例の一部改正について	（ 23 ）
第 65 号議案	福井県建築基準条例の一部改正について	（ 27 ）
第 66 号議案	県有財産の取得について	（ 31 ）
第 67 号議案	県有財産の取得について	（ 33 ）
第 68 号議案	県有財産の取得について	（ 35 ）
第 69 号議案	道路改良工事請負契約の締結について	（ 37 ）
第 70 号議案	道路改良工事請負契約の締結について	（ 39 ）
第 71 号議案	ダム維持修繕工事（枅谷ダム改修）請負契約の締結について	（ 41 ）
第 72 号議案	福井城坤櫓等復元整備工事請負契約の締結について	（ 43 ）
第 73 号議案	勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の変更について	（ 45 ）
第 74 号議案	令和 7 年度福井県歳入歳出決算の認定について	（ 47 ）
第 75 号議案	令和 7 年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について	（ 49 ）
報告第 43 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	（ 51 ）

目 次

報告第44号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(55)
報告第45号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(59)
報告第46号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(63)
報告第47号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(67)
報告第48号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(71)
報告第49号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(75)
報告第50号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(79)
報告第51号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(83)
報告第52号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(87)
報告第53号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(91)
報告第54号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(95)
報告第55号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(99)
報告第56号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(103)
報告第57号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(107)
報告第58号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(111)
報告第59号	令和7年度福井県内部統制評価の報告について	(115)
報告第60号	健全化判断比率の報告について	(117)
報告第61号	資金不足比率の報告について	(119)
報告第62号	令和7年度福井県港湾整備事業特別会計継続費精算報告書	(121)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書	(123)
特 別 会 計	(171)
福 井 県 病 院 事 業 会 計	(175)
工 業 用 水 道 事 業 会 計	(187)
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	(198)
臨 海 下 水 道 事 業 会 計	(209)

令和 8 年度福井県の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,759,558千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,522,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第 3 表の 1 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (第2款地方消費税清算金から第15款県債までを1款 ずつ繰り下げ、新たに第2款利子割清算金を設ける。) (単位 千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 利子割清算金			688,690	688,690
	1 利子割清算金		688,690	688,690
6 地方交付税		143,770,000	897,697	144,667,697
	1 地方交付税	143,770,000	897,697	144,667,697
8 分担金および負担金		2,330,493	224	2,330,717
	1 負担金	2,330,493	224	2,330,717
10 国庫支出金		69,233,890	73,253	69,307,143
	1 国庫負担金	34,922,000	14,247	34,936,247
	2 国庫補助金	33,661,511	57,448	33,718,959
	3 委託金	650,379	1,558	651,937
11 財産収入		1,959,962	11,893	1,971,855
	1 財産運用収入	1,412,611	11,893	1,424,504
13 繰入金		13,559,493	7,476	13,566,969
	3 基金繰入金	13,224,539	7,476	13,232,015
14 繰越金		3,500,000	1,006,263	4,506,263
	1 繰越金	3,500,000	1,006,263	4,506,263

款	項	補正前の額	補正額	計
15 諸収入		34,721,357	2,069,062	36,790,419
	3 貸付金元利収入	29,065,871	2,000,000	31,065,871
	4 受託事業収入	480,419	796	481,215
	7 雑入	2,933,633	68,266	3,001,899
16 県債		48,307,000	5,000	48,312,000
	1 県債	48,307,000	5,000	48,312,000
補正されなかった款に係る額		216,380,793		216,380,793
歳入合計		533,762,988	4,759,558	538,522,546

歳 出 （第13款諸支出金中第1項地方消費税清算金から第9項利子割精算金までを1項ずつ繰り下げ、新たに第1項利子割清算金を設ける。） （単位 千円）				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		42,225,466	111,927	42,337,393
	1 総務管理費	14,472,024	105,607	14,577,631
	6 防災費	2,397,113	6,320	2,403,433
3 民生費		55,360,626	994,090	56,354,716
	1 社会福祉費	34,400,948	257,086	34,658,034
	2 児童福祉費	20,021,759	682,002	20,703,761
	3 生活保護費	467,047	35,867	502,914
	4 災害救助費	15,679	3,750	19,429
	5 自然保護費	455,193	15,385	470,578
4 衛生費		29,633,280	586,253	30,219,533
	1 公衆衛生費	18,018,936	575,424	18,594,360
	2 環境衛生費	1,148,945	5,014	1,153,959
	3 保健所費	154,541	2,737	157,278
	4 医薬費	10,310,858	3,078	10,313,936
6 農林水産費		28,152,530	134,666	28,287,196
	1 農業費	10,175,291	16,723	10,192,014

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	554,178	84,783	638,961
	3 農地費	9,966,331	18,654	9,984,985
	5 水産業費	2,553,412	14,506	2,567,918
7 商工費		46,940,334	2,234,042	49,174,376
	1 商業費	39,747,769	2,234,042	41,981,811
9 警察費		24,699,599	39,867	24,739,466
	1 警察管理費	22,301,895	6,129	22,308,024
	2 警察活動費	2,397,704	33,738	2,431,442
10 教育費		113,163,372	43,274	113,206,646
	1 教育総務費	23,399,525	10,413	23,409,938
	6 社会教育費	4,408,631	32,861	4,441,492
13 諸支出金		59,192,806	615,439	59,808,245
	1 利子割清算金		539,582	539,582
	3 利子割交付金	426,004	75,857	501,861
補正されなかった款に係る額		134,394,975		134,394,975
歳 出 合 計		533,762,988	4,759,558	538,522,546

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	交 通 安 全 施 設 整 備 費 (公共)	17,000
		道 路 災 害 防 除 費 (公共)	70,000
		道 路 改 良 費 (公共)	260,000
		県 単 道 路 改 良 費	36,000
		橋 り ょ う 整 備 費 (公共)	58,000
		雪 寒 道 路 整 備 費 (公共)	66,000
	河 川 海 岸 費	基 幹 河 川 改 修 費 (公共)	108,000
		河 川 等 災 害 関 連 事 業 費 (公共)	130,000
		総 合 流 域 防 災 事 業 費 (公共)	100,000
		県 単 河 川 開 発 費	72,564
教 育 費	高 等 学 校 費	教 育 指 導 対 策 費	692,313

第 3 表

債務負担行為補正（追加）

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会 出 展 事 業 費	令和 9 年度	14,340
道 路 新 設 改 良 事 業 費	令和 9 年度	60,000
道 路 新 設 改 良 事 業 費 (県 単)	令和 9 年度	335,000
道 路 維 持 事 業 費 (県 単)	令和 9 年度	821,500
雪 寒 機 械 整 備 事 業 費	令和 9 年度	351,000
河 川 改 良 事 業 費 (県 単)	令和 9 年度	260,000
砂 防 事 業 費 (県 単)	令和 9 年度	39,500
海 岸 保 全 事 業 費 (県 単)	令和 9 年度	500
港 湾 建 設 事 業 費 (県 単)	令和 9 年度	43,500

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県 有 施 設 照 明 L E D 化 事 業 費	令和 9 年度 ～ 令和19年度	926,920	令和 9 年度 ～ 令和20年度	926,920

第 4 表 地 方 債 補 正（追 加）

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 学 校 費	5,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 （ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率）	償 還 年 限 3 0 年 以 内 (うち据置期間 5 年以内)
合 計	5,000			

令和8年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		3,950	2,208	6,158
	1 財産運用収入	3,950	2,208	6,158
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		11,304		11,304
歳 入 合 計		15,254	2,208	17,462

歳 出 (単位 千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 民生費		15,254	2,208	17,462
	1 災害救助基金	15,254	2,208	17,462
歳 出 合 計		15,254	2,208	17,462

第60号議案

令和8年度 福井県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度福井県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和8年度福井県病院事業会計予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,542,972千円」を「1,562,531千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	6,153,911千円	19,559千円	6,173,470千円
第1項 建 設 改 良 費	2,721,242千円	19,559千円	2,740,801千円

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、次表「債務負担行為補正」による。

債 務 負 担 行 為 補 正（変更）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
すこやかシルバー病院建設事業 （空調機器更新工事）	令和9年度	千円 80,608	令和9年度	千円 82,500

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

第61号議案

令和8年度 福井県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度福井県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 令和8年度福井県工業用水道事業会計予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,204,564千円」を「1,224,474千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,617,396千円	19,910千円	1,637,306千円
第3項 臨海工業用水道設備改良費	1,244,949千円	19,910千円	1,264,859千円

（継続費の補正）

第3条 継続費の補正は、次表「継続費補正」による。

継 続 費 補 正（変更）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	臨海工業用水道設備改良費	臨海工業用水道事業 （沈殿池増設工事）	2,255,462千円	令和5年度	75,306千円	2,275,372千円	令和5年度	75,306千円
				令和6年度	450,010千円		令和6年度	450,010千円
				令和7年度	517,803千円		令和7年度	517,803千円

				令和8年度	1,212,343 千円		令和8年度	1,232,253 千円
--	--	--	--	-------	--------------	--	-------	--------------

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

第62号議案

令和8年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和8年度福井県水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,519,254千円	△ 22,090千円	3,497,164千円
第2項 営業外収益	547,170千円	△ 22,090千円	525,080千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,467,153千円	△ 24,299千円	3,442,854千円
第1項 営業費用	3,351,087千円	△ 24,299千円	3,326,788千円

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、次表「債務負担行為補正」による。

債務負担行為補正（追加）

事 項	期 間	限 度 額
No.2取水ポンプ 分解整備工事	令和9年度	千円 24,299

債務負担行為補正（変更）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
受水池受水流量計 更新工事	令和9年度	千円 29,139	令和9年度	千円 37,246

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

第63号議案

令和8年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入および支出の補正）

第2条 令和8年度福井県臨海下水道事業会計予算第4条本文括弧書中、「385,551千円」を「355,213千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	305,500千円	△ 8,667千円	296,833千円
第2項 国 庫 補 助 金	91,000千円	△ 8,667千円	82,333千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	693,051千円	△ 39,005千円	654,046千円
第1項 福 井 臨 海 下 水 道 設 備 改 良 費	476,551千円	△ 39,005千円	437,546千円

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、次表「債務負担行為補正」による。

債 務 負 担 行 為 補 正（追加）

事 項	期 間	限 度 額
沈 殿 池 流 入 ゲ ー ト 更 新 工 事	令和9年度	千円 36,641

債務負担行為補正（変更）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
沈砂槽寄機等 更新工事	令和9年度	千円 54,946	令和9年度	千円 82,654

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

第64号議案

福井県港湾施設管理条例の一部改正について

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福井県港湾施設管理条例（昭和 3 7 年福井県条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 5 条、第 9 条関係）				別表第 1（第 5 条、第 9 条関係）			
施設名	使用料算定基礎	使用料		施設名	使用料算定基礎	使用料	
1（略）	（略）	（略）		1（略）	（略）	（略）	
2 栈橋、物揚場 または船揚場	総トン数 1 トンにつき（係留時間 2 4 時間につき。ただし、係留時間が 2 4 時間を超える場合は、その超える時間 1 2 時間ごとに使用料の額の半額を加算する。）	3 円		2 栈橋または物 揚場	総トン数 1 トンにつき（係留時間 2 4 時間につき。ただし、係留時間が 2 4 時間を超える場合は、その超える時間 1 2 時間ごとに使用料の額の半額を加算する。）	3 円	
	漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 2 条第 2 項に規定する漁業者が漁業を営むために使用	水揚げ金額の 1，0 0 0 分の 0．5			漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 2 条第 2 項に規定する漁業者が漁業を営むために使用	水揚げ金額の 1，0 0 0 分の 0．5	

する場合1回につき		する場合1回につき	
<u>プレジャーボートを水上で保管する場合</u>		<u>プレジャーボートを係留する場合</u>	
艇長5メートル未満のもの 1隻1月につき	6,000円	艇長5メートル未満のもの 1隻1月につき	6,000円
艇長5メートル以上6メートル未満のもの 1隻1月につき	7,000円	艇長5メートル以上6メートル未満のもの 1隻1月につき	7,000円
艇長6メートル以上7メートル未満のもの 1隻1月につき	8,000円	艇長6メートル以上7メートル未満のもの 1隻1月につき	8,000円
艇長7メートル以上8メートル未満のもの 1隻1月につき	9,000円	艇長7メートル以上8メートル未満のもの 1隻1月につき	9,000円
艇長8メートル以上のもの 1隻1月につき	9,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに3,000円を加算した額	艇長8メートル以上のもの 1隻1月につき	9,000円に、8メートルを超える艇長1メートルまでごとに3,000円を加算した額
<u>プレジャーボートを陸上で保管する場合</u>			
艇長5メートル未満のもの 1隻1月につき	5,000円		
艇長5メートル以上6メートル未満のもの 1隻1月につき	5,900円		
艇長6メートル以上7メートル未満のもの 1隻1月につき	6,700円		
艇長7メートル以上8メートル未満のもの 1隻1月につき	7,500円		
艇長8メートル以上のもの 1隻1月につき	7,500円に、8		

		メートルを超える艇 長1メートルまでご とに2,500円を 加算した額			
3～11	(略)	(略)	(略)	3～11	(略)
備考 1～7 (略)			備考 1～7 (略)		

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

提 案 理 由

敦賀港井の口地区の港湾施設整備に伴い、使用料の額を定めたいので、この案を提出する。

第65号議案

福井県建築基準条例の一部改正について

福井県建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県建築基準条例の一部を改正する条例

福井県建築基準条例（昭和36年福井県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第2章の2 （略） 第3章 特殊建築物 第1節・第2節 （略） 第3節 <u>自動車車庫および自動車修理工場</u> （第9条―第12条） 第4節・第5節 （略） 第4章～第7章 （略） 附則 第3節 <u>自動車車庫および自動車修理工場</u> （自動車の出入口） 第9条 <u>自動車車庫</u> （消防の用に供する <u>自動車車庫</u> 、一戸建ての住宅（住宅以外	目次 第1章～第2章の2 （略） 第3章 特殊建築物 第1節・第2節 （略） 第3節 <u>自動車の車庫および修理工場</u> （第9条―第12条） 第4節・第5節 （略） 第4章～第7章 （略） 附則 第3節 <u>自動車の車庫および修理工場</u> （自動車の出入口） 第9条 <u>自動車の車庫</u> （消防の用に供する <u>自動車の車庫</u> および床面積の合計が ³ 5

の用途に供する部分を有するものを除く。)に附属する自動車車庫および床面積の合計が50平方メートル以下の自動車車庫を除く。)および自動車修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。

(1)～(4) (略)

2 前項に規定する敷地に、当該敷地に設けようとする自動車の出入口が面する道路との境界線に沿い、当該道路の幅員と合わせた幅が6メートル以上となる空地を設けた場合においては、同項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(前面空地)

第10条 自動車車庫および自動車修理工場の自動車の出入口の前面には、奥行1メートル以上の空地（前条第2項に規定する場合にあっては、同項の空地と合算して奥行1メートル以上となる空地）を設けなければならない。ただし、当該自動車の出入口の構造が、当該自動車の出入口の敷地と当該自動車の出入口が面する道路との境界線から2メートル後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるものである場合は、この限りでない。

第11条および第12条 削除

(火たき場)

第15条 公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料で覆い、直上階の床（直上階を有する場合に限る。）を準耐火構造とし、または天井を不燃材料で覆い、および開口部には法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けなければならない。

0平方メートル以下の自動車の車庫を除く。)および修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。

(1)～(4) (略)

(前面空地)

第10条 自動車の車庫および修理工場の自動車の出入口の前面には、奥行1メートル以上の空地を設けなければならない。

(上階を有する車庫等の構造)

第11条 その用途に供する部分の床面積が100平方メートルを超える自動車の車庫および修理工場で、直上階の床面積が100平方メートルを超えるものまたは直上に2以上の階があるものは、その用途に供する部分を耐火構造とし、その他の部分との区画の開口部には特定防火設備を設けなければならない。

(他の用途部分との区画)

第12条 前条に規定する場合を除くほか、建築物の一部に自動車の車庫または修理工場を設ける場合は、その部分とその他の部分とを、準耐火構造とした壁または法第2条第9号の2口に規定する防火設備（以下「防火設備」という。）で区画しなければならない。

(火たき場)

第15条 公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料で覆い、直上階の床（直上階を有する場合に限る。）を準耐火構造とし、または天井を不燃材料で覆い、および開口部には防火設備を設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

自動車車庫および自動車修理工場に関する基準を緩和したいので、この案を提出する。

第66号議案

県有財産の取得について

福井県庁および出先機関の事務用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

- | | |
|-----------|--|
| 1 物 品 名 | 行政情報ネットワーク端末 |
| 2 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 者 | 福井市御幸 3 丁目 3 - 50
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 福井支社 福井第 2 営業部
部長 竹 澤 弥 |
| 4 契 約 金 額 | 一金 103,483,465円 |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第67号議案

県有財産の取得について

原子力環境監視センターの監視用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

- | | |
|-----------|---|
| 1 物 品 名 | 伝送機能付電子線量率計観測局 |
| 2 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 者 | 福井市成和 2 丁目1014番地
アロカ株式会社 福井営業所
所長 柴 尾 幸 伸 |
| 4 契 約 金 額 | 一金 69,597,000円 |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第68号議案

県有財産の取得について

県立高等学校の学習用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

- | | |
|-----------|--|
| 1 物 品 名 | タブレット端末 |
| 2 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 者 | 福井市豊島1丁目3番1号
三谷商事株式会社
代表取締役社長 三 谷 聡 |
| 4 契 約 金 額 | 一金 321,024,000円 |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第69号議案

道路改良工事請負契約の締結について

道路改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

- | | |
|--------|---|
| 1 工事名称 | 道路改良工事（仮称）小川トンネル 小川工区 |
| 2 路線名 | 一般県道常神三方線
三方上中郡若狭町小川地係 |
| 3 工事内容 | 延長 501.0メートル
幅員 9.25メートル |
| 4 契約方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約者 | 株式会社塩浜工業、嶺南建設株式会社、オタ建設株式会社、道路改良工事（仮称）小川トンネル 小川工区特定建設
工事共同企業体
代表者 敦賀市観音町12番1
株式会社塩浜工業
代表取締役 塩 浜 都 広
敦賀市呉竹町2丁目12番24号 |

嶺南建設株式会社

代表取締役社長 畑 進 一

丹生郡越前町織田161号22番地

オタ建設株式会社

代 表 取 締 役 小 辻 壽 之

6 契 約 金 額 一金 2,623,930,100円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第70号議案

道路改良工事請負契約の締結について

道路改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 称 | 道路改良工事（仮称）小川トンネル 遊子工区 |
| 2 路 線 名 | 一般県道常神三方線
三方上中郡若狭町遊子地係 |
| 3 工 事 内 容 | 延長 506.0メートル
幅員 9.25メートル |
| 4 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 契 約 者 | 株式会社西村組、株式会社羽崎組、株式会社岩佐土建、道路改良工事（仮称）小川トンネル 遊子工区特定建設工事
共同企業体
代表者 吉田郡永平寺町下浄法寺第2号8番地
株式会社西村組
代 表 取 締 役 西 村 嘉 治
福井市志比口3丁目2番14号 |

株式会社羽崎組

代 表 取 締 役 杉 森 勇 介

福井市柝泉町11号10番地

株式会社岩佐土建

代 表 取 締 役 岩 佐 昭 夫

6 契 約 金 額 一金 2,641,210,000円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第71号議案 ダム維持修繕工事（榎谷ダム改修）請負契約の締結について

ダム維持修繕工事（榎谷ダム改修）請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 称 | ダム維持修繕工事（榎谷ダム改修） 8-1-132 |
| 2 工 事 場 所 | 榎谷ダム
南条郡南越前町宇津尾他地係 |
| 3 工 事 内 容 | ダム管理用制御処理設備更新一式 |
| 4 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 契 約 者 | 福井県福井市豊島 2-6-7
株式会社マルツ電波
代 表 取 締 役 土 谷 高 歳 |
| 6 契 約 金 額 | 一金 536,800,000円 |

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案

を提出する。

第72号議案

福井城坤櫓等復元整備工事請負契約の締結について

福井城坤櫓等復元整備工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 称 | 福井城坤櫓等復元整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 福井市大手 3 丁目地係 |
| 3 工 事 内 容 | 坤櫓
木造 3 階建 高さ16メートル 延279.8平方メートル
土塀
木造 高さ2.5メートル 全長106.2メートル |
| 4 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 5 契 約 者 | 坂川建設株式会社、石田建設工業株式会社、竹野建設株式会社、福井城坤櫓等復元整備工事特定建設工事共同企業体
代表者 福井市宝永 3 丁目 3 番24号
坂川建設株式会社
代表取締役社長 坂 川 佳 之
福井市松本 3 丁目 2 番 6 号 |

石田建設工業株式会社

代 表 取 締 役 石 田 耕 一

坂井市丸岡町南横地 9 号11番地

竹野建設株式会社

代 表 取 締 役 竹 内 伸 一

6 契 約 金 額 一金 1,833,700,000円

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第73号議案 勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約の変更について

勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

- 1 工事名称 勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事
- 2 工事場所 勝山市昭和町2丁目地係
- 3 契約者 横田建設株式会社、大北久保建設株式会社、勝山高校特別教室棟リノベーション建築工事特定建設工事共同企業体
代表者 大野市春日3丁目18番9号
横田建設株式会社
代表取締役 横 田 憲 一
勝山市栄町2丁目7番6号
大北久保建設株式会社
代表取締役 和 田 晃 幸
- 4 変更の内容 契約金額 変更前 一金 767,800,000円
変更後 一金 819,177,700円
- 5 変更を必要とする理由

資材および労務単価の変動に伴い、新単価を適用して契約金額を変更する必要等が生じた。

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第74号議案

令和7年度福井県歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和7年度福井県一般会計および特別会計の歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

第75号議案

令和7年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和7年度福井県工業用水道事業、福井県水道用水供給事業、福井県臨海工業用地等造成事業および福井県臨海下水道事業の剰余金を別冊のとおり処分する。

あわせて、同法第30条第4項の規定に基づき、令和7年度福井県工業用水道事業会計決算、福井県水道用水供給事業会計決算、福井県臨海工業用地等造成事業会計決算、福井県臨海下水道事業会計決算、福井県流域下水道事業会計決算および福井県病院事業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第43号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第22号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 8 年 7 月 22 日

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 284,900円

3 事 故 の 態 様

令和 8 年 1 月 4 日午後 6 時頃、福井健康福祉センターの県有自動車が、坂井市丸岡町八ツ口第49号41番地 1 の駐車場において、相手方が所有するコンクリート塀に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和 解 の 内 容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第44号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第27号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年8月4日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

滋賀県大津市 個人

2 損害賠償の額 77,500 円

3 事故の態様

令和8年1月16日午前9時40分頃、生活環境課の県有自動車が、吉田郡永平寺町松岡兼定島第4号1番地1の駐車場において、相手方が所有する自動車に衝突して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第45号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第12号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年6月15日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 14,916円

3 事故の態様

令和8年1月3日午後4時30分頃、主要地方道福井四ヶ浦線福井市白滝町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第46号

専決処分の報告について

道路照明から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第13号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路照明から落下した雪庇による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年6月15日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 297,638円

3 事故の態様

令和8年1月24日午前10時頃、一般国道158号福井市大宮町地係において、相手方が所有する自動車が、道路照明から落下した雪庇に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第47号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第14号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年6月15日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

2 損害賠償の額 28,435円

3 事故の態様

令和8年4月16日午前11時7分頃、一般県道清水麻生津線福井市合谷町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにより、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第48号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第15号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年6月15日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

2 損害賠償の額 41,976円

3 事故の態様

令和8年4月16日午前10時35分頃、一般県道清水麻生津線福井市合谷町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにより、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第49号

専決処分の報告について

道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第16号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年6月29日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 14,805円

3 事故の態様

令和8年4月10日午後11時50分頃、主要地方道武生美山線福井市朝谷町地係において、相手方が所有する自動車が道路上の落石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第50号

専決処分の報告について

樹木から落下した枝による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第17号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり樹木から落下した枝による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年6月29日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

小浜市 個人

2 損害賠償の額 260,800円

3 事故の態様

令和8年4月28日午前4時35分頃、一般県道泊小浜停車場線小浜市阿納尻地係において、相手方が所有する自動車が樹木から落下した枝に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第51号

専決処分の報告について

破損したスノーボールによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第18号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり破損したスノーポールによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月3日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 法人

2 損害賠償の額 13,860円

3 事故の態様

令和7年12月10日午後3時30分頃、一般国道365号南条郡南越前町大門地係において、相手方が所有する自動車が破損したスノーポールに接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第52号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第19号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月3日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

2 損害賠償の額 26,103円

3 事故の態様

令和8年4月24日午前11時15分頃、一般国道476号福井市折立町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第53号

専決処分の報告について

道路上に設置した土のうによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第20号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上に設置した土のうによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月10日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

2 損害賠償の額 117,600円

3 事故の態様

令和8年4月17日午前6時45分頃、一般県道寺武生線越前市氷坂町地係において、相手方が所有する自動車が道路上に設置した土のうに接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第54号

専決処分の報告について

道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第21号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月14日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 367,080円

3 事故の態様

令和8年3月3日午後5時5分頃、一般国道158号福井市美山町地係において、相手方が所有する自動車が道路斜面から落下した石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第55号

専決処分の報告について

道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第24号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の落石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月31日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

愛知県春日井市 個人

2 損害賠償の額 619,652円

3 事故の態様

令和7年6月11日午後1時頃、一般国道305号南条郡南越前町糠地係において、相手方が所有する自動車が道路上の落石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第56号

専決処分の報告について

道路上の樹木による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第25号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の樹木による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月31日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 法人

2 損害賠償の額 85,087円

3 事故の態様

令和8年5月4日午後2時40分頃、一般県道福井停車場米松線福井市志比口3丁目地係において、相手方が所有する自動車が道路上の樹木に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第57号

専決処分の報告について

県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第23号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有施設において草刈り作業を行った際に、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年7月23日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

小浜市 個人

2 損害賠償の額 108,075円

3 事故の態様

令和8年5月4日午前11時頃、小浜市千種の若狭高等学校職員駐車場付近において、草刈り作業を行った際に石が飛散し、相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第58号

専決処分の報告について

県有施設から落下した瓦による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

専決第26号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有施設から落下した瓦による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年8月3日

福井県知事 石田 嵩 人

1 損害を賠償し和解をする相手方

今立郡池田町 個人

2 損害賠償の額 319,275円

3 事故の態様

令和8年4月4日午後2時30分頃、越前警察署池田駐在所駐車場において、相手方が所有する自動車が建物から落下した瓦に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和7年度福井県内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付して、別冊のとおり報告する。

令和8年9月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

報告第60号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づき算定した健全化判断比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

（単位 %）

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
— (3.75)	— (8.75)	11.4 (25.0)	140.8 (400.0)

（注）1（ ）内は、早期健全化基準を表す。

2「—」は、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表す。

令 和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

報告第61号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づき算定した資金不足比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

（単位 %）

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
福 井 県 病 院 事 業 会 計	—	福 井 県 臨 海 下 水 道 事 業 会 計	—
福井県臨海工業用地等造成事業会計	—	福 井 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—
福 井 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	福井県営産業団地整備事業特別会計	—
福井県水道用水供給事業会計	—	福井県港湾整備事業特別会計	—

（注）1 経営健全化基準は20.0％である。
2 「—」は、資金不足額がないことを表す。

令 和 8 年 9 月 3 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

報告第62号

令和7年度 福井県港湾整備事業特別会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源	
					国支出金	地 方 債			そ の 他	国支出金			地 方 債	そ の 他		国支出金
土木費	港 湾 費	敦賀港港湾整備事業費	5	507,000,000	507,000,000			507,000,000		507,000,000			0		0	
			6	968,000,000	968,000,000			968,000,000		968,000,000			0		0	
			7	468,400,000	468,000,000	400,000		468,400,000		468,000,000	400,000		0		0	0
			計	1,943,400,000	1,943,000,000	400,000		1,943,400,000		1,943,000,000	400,000		0		0	0

令和8年9月3日提出

福井県知事 石 田 嵩 人

予 算 案 説 明 書

歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3 歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負) とあるのは……………分担金および負担金

(使) とあるのは……………使用料および手数料

(財) とあるのは……………財 産 収 入

(寄) とあるのは……………寄 附 金

(繰入) とあるのは……………繰 入 金

(繰越) とあるのは……………繰 越 金

(諸) とあるのは……………諸 収 入

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(第2款地方消費税清算金から第15款県債までを1款)
ずつ繰り下げ、新たに第2款利子割清算金を設ける。)(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	138,696,326		138,696,326
2 利子割清算金		688,690	688,690
3 地方消費税清算金	46,463,886		46,463,886
4 地方譲与税	18,892,308		18,892,308
5 地方特例交付金	4,621,000		4,621,000
6 地方交付税	143,770,000	897,697	144,667,697
7 交通安全対策特別交付金	130,000		130,000
8 分担金および負担金	2,330,493	224	2,330,717
9 使用料および手数料	5,518,075		5,518,075
10 国庫支出金	69,233,890	73,253	69,307,143
11 財産収入	1,959,962	11,893	1,971,855
12 寄附金	2,059,198		2,059,198
13 繰入金	13,559,493	7,476	13,566,969
14 繰越金	3,500,000	1,006,263	4,506,263
15 諸収入	34,721,357	2,069,062	36,790,419
16 県債	48,307,000	5,000	48,312,000
歳入合計	533,762,988	4,759,558	538,522,546

総括

(歳出)							
(単位 千円)							
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,035,599		1,035,599				
2 総務費	42,225,466	111,927	42,337,393		5,000	1,011,870	△904,943
3 民生費	55,360,626	994,090	56,354,716	54,083		11,097	928,910
4 衛生費	29,633,280	586,253	30,219,533	2,083		36,449	547,721
5 労働費	1,657,901		1,657,901				
6 農林水産費	28,152,530	134,666	28,287,196	9,239		29,216	96,211
7 商工費	46,940,334	2,234,042	49,174,376			2,000,000	234,042
8 土木費	58,023,869		58,023,869				
9 警察費	24,699,599	39,867	24,739,466				39,867
10 教育費	113,163,372	43,274	113,206,646	7,848		6,286	29,140
11 災害復旧費	4,978,383		4,978,383				
12 公債費	68,199,223		68,199,223				
13 諸支出金	59,192,806	615,439	59,808,245				615,439
14 予備費	500,000		500,000				
歳出合計	533,762,988	4,759,558	538,522,546	73,253	5,000	3,094,918	1,586,387

2 歳 入

(款) 2 利子割清算金

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)				
2 利子割清算金		688,690	688,690	
(項)				
1 利子割清算金		688,690	688,690	

入(款) 2 利子割清算金

(款) 2 利子割清算金 (項) 1 利子割清算金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子割清算金		688,690	688,690	利子割清算金	688,690	

(款) 6 地方交付税

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
6	地方交付税	143,770,000	897,697	144,667,697	
(項)					
1	地方交付税	143,770,000	897,697	144,667,697	

(款) 8 分担金および負担金 (項) 1 負 担 金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費負担金	14,749	224	14,973	児童福祉費	224	

(款) 10 国庫支出金				
(単位 千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(款)				
10	国庫支出金	69,233,890	73,253	69,307,143
(項)				
1	国庫負担金	34,922,000	14,247	34,936,247
2	国庫補助金	33,661,511	57,448	33,718,959
3	委 託 金	650,379	1,558	651,937

(款) 10 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫負担金	3,109,360	14,247	3,123,607	社会福祉費	2,500	
				児童福祉費	10,744	
				生活保護費	1,003	
(款) 10 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	1,677,627	38,651	1,716,278	社会福祉費	30,240	身寄りのない高齢者等支援事業 15,000
						ふくいみまもりSNS普及促進事業 15,000
						在宅サービスハラスメント対策支援事業 240
				自然保護費	8,411	クビアカツヤカミキリ緊急対策事業 6,428
						指定管理鳥獣（ツキノワグマ）対策事業 1,983
3 衛生費国庫補助金	2,527,573	1,710	2,529,283	公衆衛生費	705	
						保健所費 885
						医薬費 120
5 農林水産費国庫補助金	8,851,380	9,239	8,860,619	農業費	9,239	クビアカツヤカミキリ緊急対策事業 7,787

9	教育費国庫補助金	7,557,390	7,848	7,565,238	社会教育費	7,848	美術館・博物館等の持続可能なあり方検討事業	7,848
(款) 10 国庫支出金 (項) 3 委 託 金 (単位 千円)								
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明		
				区 分	金 額			
2	民生費委託金	76,497	1,185	77,682	社会福祉費	1,185		
3	衛生費委託金	34,823	373	35,196	医薬費	373		

(款) 11 財 産 収 入					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
11	財 産 収 入	1,959,962	11,893	1,971,855	
(項)					
1	財産運用収入	1,412,611	11,893	1,424,504	

(款) 11 財 産 収 入 (項) 1 財産運用収入						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子および配当金	1,090,273	11,893	1,102,166	利子	11,893	

(款) 13 繰 入 金					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
13	繰 入 金	13,559,493	7,476	13,566,969	
(項)					
3	基金繰入金	13,224,539	7,476	13,232,015	

(款) 13 繰 入 金 (項) 3 基金繰入金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 自然保護基金繰入金	72,666	546	73,212	繰入金	546	指定管理鳥獣（ツキノワグマ）対策事業 546
17 地域医療介護総合確保基金繰入金	1,760,247	6,930	1,767,177	繰入金	6,930	医療的ケア者グループホーム支援事業 5,430 在宅サービスハラスメント対策支援事業 1,500

(款) 14 繰越金					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
14	繰越金	3,500,000	1,006,263	4,506,263	
(項)					
1	繰越金	3,500,000	1,006,263	4,506,263	

(款) 15 諸 収 入					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
15	諸 収 入	34,721,357	2,069,062	36,790,419	
(項)					
3	貸付金元利収入	29,065,871	2,000,000	31,065,871	
4	受託事業収入	480,419	796	481,215	
7	雑 入	2,933,633	68,266	3,001,899	

(款) 15 諸 収 入 (項) 3 貸付金元利収入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 商工費貸付金元利収入	28,809,110	2,000,000	30,809,110	制度融資資金	2,000,000	
(款) 15 諸 収 入 (項) 4 受託事業収入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産費受託事業収入	75,692	796	76,488	畜産業費	796	
(款) 15 諸 収 入 (項) 7 雑 入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,922,560	68,266	2,990,826	補助金等返還金	8,853	
				雑入	59,413	

(款) 16 県 債 (項) 1 県 債						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	2,653,000	5,000	2,658,000	防災費	5,000	

3 歳 出

(款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債		
(款)							
2 総務費	42,225,466	111,927	42,337,393		5,000	1,011,870	△904,943
(項)							
1 総務管理費	14,472,024	105,607	14,577,631			1,011,870	△906,263
6 防災費	2,397,113	6,320	2,403,433		5,000		1,320

(款) 2 総 務 費 (項) 1 総務管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源		一般財源		
								国支出金	地 方 債			そ の 他
6 会計管理費	531,746	0	531,746			出納管理費	0			(繰越) 1,006,263	△1,006,263	
						計	0			1,006,263	△1,006,263	
7 財産管理費	2,637,777	105,607	2,743,384	(24) 積 立 金	105,607	県有建物維持管理費	105,607			(財) 5,607	100,000	公共施設マネジメント推進事業 105,607
						計	105,607			5,607	100,000	
(款) 2 総 務 費 (項) 6 防 災 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源		一般財源		
								国支出金	地 方 債			そ の 他
2 消防指導費	78,960	6,320	85,280	(12) 委 託 料	652	消防学校費	6,320		5,000		1,320	
				(14) 工事請負費	5,085							
				(17) 備品購入費	583							
						計	6,320		5,000		1,320	

出(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (項) 6 防災費

(款) 3 民 生 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
3 民生費	55,360,626	994,090	56,354,716	54,083		11,097	928,910	
(項)								
1 社会福祉費	34,400,948	257,086	34,658,034	31,425		9,139	216,522	
2 児童福祉費	20,021,759	682,002	20,703,761	10,744		1,412	669,846	
3 生活保護費	467,047	35,867	502,914	1,003			34,864	
4 災害救助費	15,679	3,750	19,429	2,500			1,250	
5 自然保護費	455,193	15,385	470,578	8,411		546	6,428	

(款) 3 民 生 費 (項) 1 社会福祉費													(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源		
								国支出金	地 方 債	そ の 他			
1 社会福祉総務費	5,439,764	227,932	5,667,696	(18) 負担金補助 および交付 金	30,000	社会福祉推進費	30,000	15,000			15,000	身寄りのない高齢者等支援事業 30,000	
				(22) 償還金利子 および割引 料	197,932	国庫精算返還金	197,932			(諸) 2,209	195,723		
						計	227,932	15,000		2,209	210,723		
2 障がい者福祉費	1,985,858	6,615	1,992,473	(11) 役 務 費	124	身体障がい者福祉 事業費	1,185	1,185				医療的ケア者グループホーム支援 事業 5,430	
				(12) 委 託 料	1,061								
				(18) 負担金補助 および交付 金	5,430	知的障がい者福祉 事業費	5,430			(繰入) 5,430			
						計	6,615	1,185		5,430			
5 老人福祉費	14,543,512	22,539	14,566,051	(18) 負担金補助 および交付 金	22,539	老人福祉事業費	16,860	15,240		(繰入) 1,500	120	ふくいみまもりSNS普及促進事 業 15,000 在宅サービスハラスメント対策支 援事業 1,860	
						老人ホーム運営費	5,679				5,679		
						計	22,539	15,240		1,500	5,799		

出(款) 3 民 生 費 (項) 1 社会福祉費

(款) 3 民 生 費 (項) 2 児童福祉費 (単位 千円)													
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源		
								国支出金	地 方 債	そ の 他			
1 児童福祉総務費	5,367,495	643,442	6,010,937	(12) 委 託 料	87,134	児童健全育成費	587,134				587,134	子育て応援のための基金積立（地域振興基金） 500,000 ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励金事業 87,134	
				(22) 償還金利子 および割引 料	56,308								
				(24) 積 立 金	500,000								
						国庫精算返還金	56,308				56,308		
				計	643,442				643,442				
2 児童措置費	13,650,962	35,616	13,686,578	(12) 委 託 料	19,345	児童福祉施設措置費	19,345	9,560		(負) 224	9,561	指定保育士養成施設における志願者応援事業 2,000	
				(18) 負担金補助 および交付 金	16,271						保育所費		16,271
						計	35,616				9,560		1,412
3 母子福祉費	643,079	576	643,655	(18) 負担金補助 および交付 金	576	母子福祉活動費	576				576	ひとり親家庭等習い事支援・大学受験料等支援事業 576	
						計	576				576		
4 児童福祉施設費	360,223	2,368	362,591	(19) 扶 助 費	2,368	児童相談所費	2,368	1,184			1,184		

						計	2,368	1,184			1,184	
(款) 3 民 生 費 (項) 3 生活保護費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 生活保護総務費	27,968	35,867	63,835	(22) 償還金利子 および割引 料	35,867	国庫精算返還金	35,867	1,003			34,864	
						計	35,867	1,003			34,864	
(款) 3 民 生 費 (項) 4 災害救助費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 救助費	15,679	3,750	19,429	(18) 負担金補助 および交付 金	3,750	災害救助費	3,750	2,500			1,250	
						計	3,750	2,500			1,250	

出(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費 (項) 4 災害救助費

(款) 3 民 生 費 (項) 5 自然保護費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 自然環境保全費	301,185	15,385	316,570	12 委 託 料	12,856	自然環境保全対策費	15,385	8,411		(繰入) 546	6,428	クビアカツヤカミキリ緊急対策事業 12,856
				18 負担金補助 および交付 金	2,529							指定管理鳥獣（ツキノワグマ）対策事業 2,529
						計	15,385	8,411		546	6,428	

(款) 4 衛 生 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
4 衛生費	29,633,280	586,253	30,219,533	2,083		36,449	547,721	
(項)								
1 公衆衛生費	18,018,936	575,424	18,594,360	705		31,435	543,284	
2 環境衛生費	1,148,945	5,014	1,153,959			5,014		
3 保健所費	154,541	2,737	157,278	885			1,852	
4 医薬費	10,310,858	3,078	10,313,936	493			2,585	

(款) 4 衛 生 費 (項) 1 公衆衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 公衆衛生総務費	15,869,179	573,982	16,443,161	(22) 償還金利子 および割引 料	573,982	国庫精算返還金	573,982			(諸) 31,435	542,547	
					計	573,982			31,435	542,547		
3 予防費	1,863,078	1,442	1,864,520	(12) 委 託 料	1,442	感染症予防費	1,442	705			737	
					計	1,442	705			737		
(款) 4 衛 生 費 (項) 2 環境衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 環境衛生指導費	343,868	5,014	348,882	(22) 償還金利子 および割引 料	5,014	水道施設整備費	5,014			(諸) 5,014		
					計	5,014			5,014			

(款) 4 衛 生 費 (項) 3 保 健 所 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 保健所費	154,541	2,737	157,278	(12) 委 託 料	1,771	保健所運営費	1,771	885			886	
				(22) 償還金利子 および割引 料	966	国庫精算返還金	966			966		
						計	2,737	885			1,852	
(款) 4 衛 生 費 (項) 4 医 薬 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 医薬総務費	4,970,130	2,585	4,972,715	(22) 償還金利子 および割引 料	2,585	国庫精算返還金	2,585				2,585	
						計	2,585				2,585	
4 薬務費	77,404	493	77,897	(7) 報 償 費	40	薬事事業費	493	493				
				(8) 旅 費	120							
				(11) 役 務 費	333							
						計	493	493				

出(款) 4 衛 生 費 (項) 3 保 健 所 費 (項) 4 医 薬 費

(款) 6 農林水産費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源		一 般 財 源		
				国 支 出 金	地 方 債			そ の 他
(款)								
6 農林水産費	28,152,530	134,666	28,287,196	9,239		29,216	96,211	
(項)								
1 農業費	10,175,291	16,723	10,192,014	9,239		1,630	5,854	
2 畜産業費	554,178	84,783	638,961			796	83,987	
3 農地費	9,966,331	18,654	9,984,985			26,790	△8,136	
5 水産業費	2,553,412	14,506	2,567,918				14,506	

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農 業 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 農業総務費	6,172,973	1,510	6,174,483	(22) 償還金利子 および割引 料	1,510	国庫精算返還金	1,510			(諸) 1,630	△120	
						計	1,510			1,630	△120	
3 農業振興費	670,167	3,135	673,302	(12) 委 託 料	3,135	園芸生産振興事業 費	3,135				3,135	2027年国際園芸博覧会出展事 業 3,135
						計	3,135				3,135	
7 農作物対策費	770,567	1,200	771,767	(18) 負担金補助 および交付 金	1,200	水田農業対策事業 費	1,200	1,200				
						計	1,200	1,200				
9 植物防疫費	738,412	10,878	749,290	(10) 需 用 費 (18) 負担金補助 および交付 金	252 10,626	病虫害防除所運営 費	10,878	8,039			2,839	クビアカツヤカミキリ緊急対策事 業 10,626
						計	10,878	8,039			2,839	

出(款) 6 農林水産費 (項) 1 農 業 費

(款) 6 農林水産費 (項) 2 畜 産 業 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 畜産振興費	92,623	83,987	176,610	(18) 負担金補助 および交付 金	83,987	畜産経営対策事業 費	83,987				83,987	配合飼料価格高騰対策事業 83,987
						計	83,987				83,987	
4 畜産試験場費	64,684	796	65,480	(8) 旅 費 (10) 需 用 費 (11) 役 務 費	56 720 20	試験場研究費	796			(諸) 796		
						計	796			796		
(款) 6 農林水産費 (項) 3 農 地 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 農地総務費	2,591,232	18,654	2,609,886	(22) 償還金利子 および割引 料	18,654	国庫精算返還金	18,654			(諸) 26,790	△8,136	
						計	18,654			26,790	△8,136	

(款) 6 農林水産費 (項) 5 水 産 業 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 水産振興費	269,858	14,506	284,364	(18) 負担金補助 および交付 金	14,506	沿岸漁業振興対策 費	14,506				14,506	漁業経営セーフティネット支援事 業 10,548
						計	14,506				14,506	潮流変化に対応した定置網緊急対 策事業 3,958

(款) 7 商 工 費									(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考	
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
(款) 7 商工費	46,940,334	2,234,042	49,174,376			2,000,000	234,042		
(項) 1 商業費	39,747,769	2,234,042	41,981,811			2,000,000	234,042		

(款) 7 商 工 費 (項) 1 商 業 費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 商業振興費	37,821,501	2,234,042	40,055,543	(18) 負担金補助 および交付 金	234,042	金融対策事業費	2,234,042			(諸) 2,000,000	234,042	県制度融資による資金繰り支援 2,234,042
				(20) 貸 付 金	2,000,000							
							計	2,234,042				

(款) 9 警 察 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
9 警察費	24,699,599	39,867	24,739,466				39,867	
(項)								
1 警察管理費	22,301,895	6,129	22,308,024				6,129	
2 警察活動費	2,397,704	33,738	2,431,442				33,738	

(款) 9 警 察 費 (項) 1 警察管理費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
3 装備費	445,389	6,129	451,518	(10) 需 用 費	4,509	車輛等整備維持費	6,129				6,129	
				(11) 役 務 費	965							
				(26) 公 課 費	655							
				計	6,129				6,129			
(款) 9 警 察 費 (項) 2 警察活動費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 刑事警察費	719,002	33,738	752,740	(11) 役 務 費	9,544	防犯対策費	33,738				33,738	特殊詐欺被害防止緊急対策事業 33,738
				(12) 委 託 料	24,194							
				計	33,738				33,738			

出(款) 9 警 察 費 (項) 1 警察管理費 (項) 2 警察活動費

(款) 10 教 育 費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
10 教育費	113,163,372	43,274	113,206,646	7,848		6,286	29,140	
(項)								
1 教育総務費	23,399,525	10,413	23,409,938			6,286	4,127	
6 社会教育費	4,408,631	32,861	4,441,492	7,848			25,013	

(款) 10 教 育 費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
3 教育指導費	5,278,580	8,796	5,287,376	(22) 償還金利子 および割引 料	2,510	教育指導管理費	6,286			(財) 6,286		
				(27) 繰 出 金	6,286	国庫精算返還金	2,510			2,510		
						計	8,796			6,286	2,510	
7 私学振興費	6,130,647	1,617	6,132,264	(12) 委 託 料	1,617	私学振興費	1,617				1,617	私立高等学校等就学支援事業 1,617
						計	1,617				1,617	
(款) 10 教 育 費 (項) 6 社会教育費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 社会教育指導費	201,534	548	202,082	(22) 償還金利子 および割引 料	548	社会教育指導管理 費	548				548	
						計	548				548	
3 文化財保護費	1,187,390	15,696	1,203,086	(7) 報 償 費	300	芸術文化振興費	15,696	7,848			7,848	美術館・博物館等の持続可能なあ り方検討事業 15,696

出(款) 10 教 育 費 (項) 1 教育総務費 (項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
				(8) 旅 費 (12) 委 託 料	442 14,954	計	15,696	7,848			7,848	
6 博物館費	2,141,613	16,617	2,158,230	(13) 使用料および賃借料	16,617	恐竜博物館費	16,617				16,617	
						計	16,617				16,617	

(款)13 諸 支 出 金 (第1項地方消費税清算金から第9項利子割精算金までを) (1項ずつ繰り下げ、新たに第1項利子割清算金を設ける。) (単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	備 考
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
13 諸支出金	59,192,806	615,439	59,808,245				615,439	
(項)								
1 利子割清算金		539,582	539,582				539,582	
3 利子割交付金	426,004	75,857	501,861				75,857	

(款) 13 諸 支 出 金 (項) 1 利子割清算金 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 利子割清算金		539,582	539,582	(22) 償還金利子および割引料	539,582	利子割清算金	539,582				539,582	
						計	539,582				539,582	
(款) 13 諸 支 出 金 (項) 3 利子割交付金 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 利子割交付金	426,004	75,857	501,861	(18) 負担金補助および交付金	75,857	利子割交付金	75,857				75,857	
						計	75,857				75,857	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7 年度末までの 支出（見込）額		8 年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				備 考
						特 定 財 源			一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2 0 2 7 年国際園芸博覧会出展事業費	14,340	年度		年度 9	14,340				14,340	2 0 2 7 年国際園芸博覧会出展事業の早期完成を図るため、令和9年度実施分を本年度業務と併せて契約する。 事業費 1 7 , 4 7 5 千円
道路新設改良事業費	60,000			9	60,000	34,650	22,000		3,350	道路新設改良事業（一般国道 3 0 5 号）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。 事業費 6 0 , 0 0 0 千円
道路新設改良事業費（ 県単）	335,000			9	335,000		271,000	33,500	30,500	道路新設改良事業（県単）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。
道路維持事業費（県単 ）	821,500			9	821,500				821,500	道路維持事業（県単）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。
雪寒機械整備事業費	351,000			9	351,000	234,000	105,300		11,700	雪寒機械整備事業の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。 事業費 3 5 1 , 0 0 0 千円
河川改良事業費（県単 ）	260,000			9	260,000		171,000	5,050	83,950	河川改良事業（県単）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。

事 項	限 度 額	7 年度末までの 支出（見込）額		8 年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				備 考
						特 定 財 源			一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
砂防事業費（県単）	39,500	年度		年度 9	39,500		8,000	500	31,000	砂防事業（県単）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。
海岸保全事業費（県単）	500			9	500				500	海岸保全事業（県単）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。
港湾建設事業費（県単）	43,500			9	43,500				43,500	港湾建設事業（県単）の早期完成を図るため、令和9年度施工分を本年度において契約する。

2. 変更

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7 年度末までの 支出（見込）額		8 年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				備 考
						特 定 財 源			一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
県有施設照明 L E D 化 事業費	926,920	年度		年度 9 ～ 20	926,920				926,920	県有施設の L E D 照明の令和 2 0 年度までの設 置および賃借、保守

特 別 会 計 予 算 総 表							
(単位 千円)							
会 計 名	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
公 債 管 理	103,258,697		103,258,697				
用 品 等 集 中 管 理 事 業	277,850		277,850				
災 害 救 助 基 金	15,254	2,208	17,462			2,208	
国 民 健 康 保 険	58,356,571		58,356,571				
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	66,960		66,960				
県 営 産 業 団 地 整 備 事 業	3,105,963		3,105,963				
中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 金	320,225		320,225				
沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金	104,057		104,057				
林 業 改 善 資 金 貸 付 金	105,429		105,429				
県 有 林 事 業	1,097,048		1,097,048				
駐 車 場 整 備 事 業	132,945		132,945				
港 湾 整 備 事 業	2,980,439		2,980,439				
合 計	169,821,438	2,208	169,823,646			2,208	

歳 入		福 井 県 災 害 救 助 基 金					(単位 千円)
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 財産収入	3,950	2,208	6,158				
1 財産運用収入	3,950	2,208	6,158				
1 利子および配当金	3,950	2,208	6,158	運用利子	2,208		
歳 入 合 計	15,254	2,208	17,462				

歳 出												
(単位 千円)												
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 民生費	15,254	2,208	17,462									
1 災害救助基金	15,254	2,208	17,462									
1 災害救助基金	15,254	2,208	17,462	(24) 積 立 金	2,208	災害救助費	2,208			(財) 2,208		
						計	2,208			2,208		
歳 出 合 計	15,254	2,208	17,462				2,208			2,208		

令和 8 年度 福井県病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 お よ び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		6,153,911	19,559	6,173,470	
			2,721,242	19,559	2,740,801	
		1 建物建設改良費	1,222,655	1,892	1,224,547	
		2 器械備品購入費	1,498,587	17,667	1,516,254	

令和 8 年度 福井県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当 年 度 純 利 益	△ 484,972,098
減 価 償 却 費	2,045,362,883
退職給付引当金の増減額(△は減少)	296,325,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 376,000
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	△ 93,230,000
長 期 前 受 金 戻 入 益	△ 1,484,314,948
受取利息および受取配当金	△ 31,306,917
支払利息および企業債取扱諸費	309,058,000
固 定 資 産 除 却 損	80,257,357
未収金の増減額(△は増加)	△ 173,148,401
未払金の増減額(△は減少)	443,111,231
長期前払消費税の償却	175,943,645
小 計	1,082,709,752
利息および配当金の受取額	31,306,917
利息の支払額および企業債取扱諸費	△ 309,058,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	804,958,669

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,506,763,790
----------------	-----------------

一般会計からの繰入金による収入	2,435,220,000
その他の	<u>4,273,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,067,270,790

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,169,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 3,430,223,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,261,223,000

資金増加額（または減少額）	△ 1,523,535,121
資金期首残高	<u>5,987,256,407</u>
資金期末残高	4,463,721,286

債務負担行為に関する調書

変 更

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		8 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	医 業 収 益	医 業 外 収 益	企 業 債	繰 入 金	損 益 勘 定 留 保 資 金
すこやかシルバー病院建設事業 (空 調 機 器 更 新 工 事)	82,500	年度		年度 9	82,500					82,500

令和 8 年度 福井県病院事業予定貸借対照表

(令和 9 年 3 月 31 日)

(単位 円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,983,977,851	
ロ 建 物	48,385,851,872		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 29,586,141,086</u>	18,799,710,786	
ハ 構 築 物	698,350,215		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 658,529,743</u>	39,820,472	
ニ 器 械 備 品	21,924,836,510		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 16,338,726,405</u>	5,586,110,105	
ホ 車 輜	23,505,031		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 22,584,002</u>	921,029	
ヘ その他有形固定資産		<u>27,222,000</u>	
有形固定資産合計			26,437,762,243
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		<u>804,091</u>	
無形固定資産合計			804,091
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券		2,500,000,000	

口 長期前払消費税	1,125,634,035		
ハ その他の投資	<u>2,744,700</u>		
投資その他の資産合計		<u>3,628,378,735</u>	
固定資産合計			30,066,945,069
2 流動資産			
(1) 現金預金		4,463,721,286	
(2) 未収金			
イ 医業未収金	4,061,486,191		
ロ 医業外未収金	1,226,196,491		
ハ その他の未収金	63,122,780		
貸倒引当金	<u>△ 5,765,000</u>		
未収金合計		5,345,040,462	
(3) 貯蔵品			
イ 薬品	221,985,886		
ロ 燃料	<u>19,971,006</u>		
貯蔵品合計		<u>241,956,892</u>	
流動資産合計			<u>10,050,718,640</u>
資産合計			<u><u>40,117,663,709</u></u>
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債		16,597,255,705	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	4,216,609,020		

口 特 別 修 繕 引 当 金	<u>1,293,790,300</u>		
引 当 金 合 計		<u>5,510,399,320</u>	
固 定 負 債 合 計			22,107,655,025
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債		3,621,093,834	
(2) 未 払 金			
イ 医 業 未 払 金	3,094,036,913		
ロ そ の 他 未 払 金	<u>115,993,380</u>		
未 払 金 合 計		3,210,030,293	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>679,174,000</u>		
引 当 金 合 計		679,174,000	
(4) そ の 他 流 動 負 債			
イ 預 り 金	<u>152,458,104</u>		
そ の 他 流 動 負 債 合 計		<u>152,458,104</u>	
流 動 負 債 合 計			7,662,756,231
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	8,127,964,152		
ロ 補 助 金	946,824,954		
ハ 寄 附 金	17,765,000		
ニ そ の 他 長 期 前 受 金	<u>34,653,104,973</u>		
長 期 前 受 金 合 計		43,745,659,079	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 37,369,714,535</u>	

繰延収益合計
負債合計

6,375,944,544
36,146,355,800

資本の部

6 資本金

(1) 資本金

3,523,277,817

資本金合計

3,523,277,817

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

55,892,000

ロ その他資本剰余金

814,687,333

資本剰余金合計

870,579,333

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

540,590,366

ロ 建設改良積立金

2,650,353

ハ 当年度末未処理欠損金

965,789,960

利益剰余金合計

△ 422,549,241

剰余金合計

448,030,092

資本合計

3,971,307,909

負債資本合計

40,117,663,709

注記

第1 重要な会計方針

1 資産の評価基準および評価方法

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品 先入先出法による低価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	39～50年
	建	物 設 備	13～17年
	構	築 物	10～45年
	器	械 備 品	4～10年
	車	輜	5～7年

(2) 無形固定資産 定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計が負担すると見込まれる3割を除く金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 特別修繕引当金

建物・設備および医療機器等の支出に備えるため、将来の特別修繕見積額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は11,954,509千円である。

2 みなし償却制度の廃止に伴う移行処理について

平成26年3月31日において、償却資産の取得または改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額について、取得または改良に充てるための補助金等との対応関係を明確に把握することができないものについては、年度ごとに取得または改良した資産（充てた補助金等との対応関係を明確に把握することができる資産および補助金等を充てずに取得または改良した

ことが明らかな資産は除く。)を対象とした按分等の方法を用いて合理的に整理する。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県病院事業会計では、福井県立病院と福井県立すこやかシルバー病院を運営しており、各病院で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

区 分	所 在 地	病 床 数	診 療 科
福 井 県 立 病 院	福井市四ツ井2丁目	一 般 病 床 541床 結 核 病 床 6 床 感染症病床 4 床 精 神 病 床 186床 合 計 737床	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、精神科
福井県立すこやかシルバー病院	福 井 市 島 寺 町	精 神 病 床 100床	精神科、脳神経内科、内科、外科

2 報告セグメントごとの医業収益等

当年度（自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日）

(単位 千円)			
	福井県立病院	福井県立すこやかシルバー病院	合 計
医 業 収 益	23,891,259	636,161	24,527,420
医 業 費 用	28,187,456	827,966	29,015,422
医 業 利 益	△4,296,197	△191,805	△4,488,002
経 常 利 益	△597,818	23,446	△574,372
セグメント資産	37,255,673	2,861,990	40,117,663
セグメント負債	34,834,754	1,311,602	36,146,356
その他の項目			
他 会 計 繰 入 金	2,599,617	196,826	2,796,443
減 価 償 却 費	1,969,864	75,499	2,045,363
特 別 利 益	121,911		121,911
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	265,353	98,943	364,296

第 4 その他

退職給付引当金の取り崩し

職員の退職手当として、415,040千円を支給するため、退職給付引当金 290,528千円を取り崩す。

令和 8 年度 福井県工業用水道事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 お よ び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 支 出	3 臨海工業用水道 設 備 改 良 費	3 機械および装置	1,617,396	19,910	1,637,306	
			1,244,949	19,910	1,264,859	
			802,065	19,910	821,975	

令和８年度 福井県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和８年４月１日から令和９年３月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	32,300,992
減価償却費	330,375,000
引当金の増減額(△は減少)	△ 73,612,000
長期前受金戻入益	△ 44,222,000
受取利息および受取配当金	△ 14,024,000
未収金の増減額(△は増加)	198,464,796
未払金の増減額(△は減少)	△ 6,686,936
小計	422,595,852
利息および配当金の受取額	14,024,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	436,619,852

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,525,983,827
工事費負担金による収入	61,530,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,464,453,827

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

その他の他会計借入金の返済による支出	△ 54,857,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,857,000

資金増加額（または減少額）

△ 1,082,690,975

資金期首残高

2,438,270,176

資金期末残高

1,355,579,201

變更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						6 年 度 末 ま で の 支 出 額	7 年 度 末 までの支出 (見込) 額	8 年 度 支 出 予 定 額	8 年 度 末 までの支出 予 定 額	9 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
			年度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									
						企 業 債	国庫補助金	出 資 金							そ の 他
資本的 支 出	臨海工業用 水道事業設 備改良費	臨海工業用水道事業 (沈殿池増設工事)	5	補正前の額	75,306		6,000		69,306	75,306	75,306		75,306		% 3.3
				補 正 額											
				補正後の額	75,306		6,000		69,306						
			6	補正前の額	450,010		92,300		357,710	409,252	450,010		450,010		19.8
				補 正 額											
				補正後の額	450,010		92,300		357,710						
			7	補正前の額	517,803		70,900		446,903		297,385	220,418	517,803		22.8
				補 正 額											
				補正後の額	517,803		70,900		446,903						
			8	補正前の額	1,212,343				1,212,343			1,232,253	1,232,253		54.1
				補 正 額	19,910				19,910						
				補正後の額	1,232,253				1,232,253						

				補正前の額	2,255,462		169,200		2,086,262						
			計	補正額	19,910				19,910	484,558	822,701	1,452,671	2,275,372		100.0
				補正後の額	2,275,372		169,200		2,106,172						

令和8年度 福井県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地	624,484,972	
ロ 建 物	901,631,887	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 724,687,334</u>	176,944,553
ハ 構 築 物	9,297,695,554	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,316,705,361</u>	2,980,990,193
ニ 機 械 お よ び 装 置	4,571,140,142	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,924,088,458</u>	1,647,051,684
ホ 車 輜 運 搬 具	774,025	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 735,323</u>	38,702
ヘ 工 具 器 具 備 品	14,806,692	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,692,210</u>	1,114,482
ト 建 設 仮 勘 定		
臨海工業用水道建設仮勘定	<u>4,677,037,116</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計		10,107,661,702
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 電 話 加 入 権	<u>235,700</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>235,700</u>

固 定 資 産 合 計			10,107,897,402
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,355,579,201	
(2) 未 収 金		146,047,000	
(3) 有 価 証 券		1,099,423,200	
(4) 立 替 金		<u>16,277</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,601,065,678</u>
資 産 合 計			<u>12,708,963,080</u>
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 他 会 計 借 入 金		3,774,717,000	
(2) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	83,721,540		
ロ 修 繕 引 当 金	<u>439,547,344</u>		
引 当 金 合 計		523,268,884	
(3) そ の 他 固 定 負 債		<u>43,797,113</u>	
固 定 負 債 合 計			4,341,782,997
4 流 動 負 債			
(1) 他 会 計 借 入 金		54,857,000	
(2) 未 払 金		43,382,000	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>4,431,000</u>		

引当金合計	4,431,000	
(4) 預り金	<u>8,063,830</u>	
流動負債合計		110,733,830
5 繰延収益		
長期前受金	3,599,415,896	
収益化累計額	<u>△1,590,297,616</u>	
繰延収益合計		<u>2,009,118,280</u>
負債合計		6,461,635,107
資 本 の 部		
6 資本金		4,974,279,712
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ その他資本剰余金	<u>134,842,888</u>	
資本剰余金合計		134,842,888
(2) 利益剰余金		
イ 建設改良積立金	760,755,381	
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>377,449,992</u>	
利益剰余金合計		<u>1,138,205,373</u>
剰余金合計		<u>1,273,048,261</u>
資本合計		<u>6,247,327,973</u>
負債資本合計		<u>12,708,963,080</u>

注記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8～50年
	構	築	物 10～60年
	機械および装置		6～20年
	工具器具備品		4～15年
	車 輦 運 搬 具		3～5年

(2) 無形固定資産 定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金4,431千円を取り崩し、1,506千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）第一工業用水道賞与引当金戻入益に、2,925千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）臨海工業用水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 退職給付引当金の取り崩し

退職給付引当金10,142千円を取り崩し、4,057千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）第一工業用水道退職給付引当金戻入益、6,085千円を（款）工業用水道事業収益（項）営業外収益（目）臨海工業用水道退職給付引当金戻入益に計上する。

3 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県工業用水道事業会計では、県営第一工業用水道事業および福井臨海工業用水道事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
県営第一工業用水道事業	鯖江市および鯖江市に隣接する市町の区域内に工業用水を給水する業務
福井臨海工業用水道事業	福井市および坂井市の区域内（福井臨海工業地帯の区域内に限る。）ならびに福井市のうち九頭竜川右岸の区域内に工業用水を給水する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和 8 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日）

（単位 千円）

	県営第一工業用水道事業	福井臨海工業用水道事業	合 計
セグメント資産	2,980,200	9,728,763	12,708,963
セグメント負債	286,352	6,175,283	6,461,635
その他の項目			
減価償却費	99,645	230,730	330,375
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	194,916	1,331,068	1,525,984

令和 8 年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 お よ び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業収益	2 営業外収益		3,519,254	△ 22,090	3,497,164	
			547,170	△ 22,090	525,080	
		9 坂井地区水道 修繕引当金戻入益	40,920	△ 22,090	18,830	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費用	1 営業費用		3,467,153	△ 24,299	3,442,854	
			3,351,087	△ 24,299	3,326,788	
		1 坂井地区水道原水 および浄水費	640,692	△ 24,299	616,393	坂井地区水道施設維持管理費

令和 8 年度 福井県水道用水供給事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで)

(単位 円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当 年 度 純 利 益	△ 74,720,561
減 価 償 却 費	1,656,241,000
引当金の増減額(△は減少)	△ 117,328,000
長期前受金戻入益	△ 343,763,000
受取利息および受取配当金	△ 42,121,000
支 払 利 息	75,983,000
未収金の増減額(△は増加)	19,381,435
未払金の増減額(△は減少)	△ 869,727,202
小 計	303,945,672
利息および配当金の受取額	42,121,000
利 息 の 支 払 額	△ 75,983,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	270,083,672

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,448,019,556
補助金等による収入	14,376,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,433,643,556

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 505,868,000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 505,868,000
資金増加額（または減少額）	△ 1,669,427,884
資金期首残高	<u>9,645,540,302</u>
資金期末残高	7,976,112,418

債務負担行為に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		8 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫	企 業 債	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金
No. 2 取水ポンプ分解整備工事	24,299	年度		年度 9	24,299				24,299

2. 変更

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		8 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫	企 業 債	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金
受 水 池 受 水 流 量 計 更 新 工 事	37,246	年度		年度 9	37,246				37,246

令和 8 年度 福井県水道用水供給事業予定貸借対照表

(令和 9 年 3 月 31 日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地		4,564,283,065
ロ 建 物	3,248,273,433	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,906,560,865</u>	1,341,712,568
ハ 構 築 物	40,968,688,246	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 19,979,879,655</u>	20,988,808,591
ニ 機 械 お よ び 装 置	17,100,769,322	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 10,340,558,097</u>	6,760,211,225
ホ 工 具 器 具 備 品	150,216,822	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 100,229,799</u>	49,987,023
ヘ 車 輜 運 搬 具	3,760,079	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3,572,074</u>	188,005
ト 建 設 仮 勘 定		
水道用水供給事業建設仮勘定		<u>614,477,092</u>
有 形 固 定 資 産 合 計		34,319,667,569
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 電 信 電 話 施 設 利 用 権		4,360
ロ 電 話 加 入 権		151,600

ハ 水道施設利用権	801,883		
ニ 地 上 権	<u>9,446,181</u>		
無形固定資産合計		<u>10,404,024</u>	
固定資産合計			34,330,071,593
2 流動資産			
(1) 現金預金		7,976,112,418	
(2) 未収金		246,676,000	
(3) 有価証券		<u>2,487,683,200</u>	
流動資産合計			<u>10,710,471,618</u>
資産合計			<u><u>45,040,543,211</u></u>
負債の部			
3 固定負債			
(1) 企業債		2,848,983,502	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	188,694,388		
ロ 修繕引当金	<u>1,487,155,481</u>		
引当金合計		<u>1,675,849,869</u>	
固定負債合計			4,524,833,371
4 流動負債			
(1) 企業債		505,867,865	
(2) 未払金		177,473,117	
(3) 引当金			

イ 賞 与 引 当 金	<u>11,650,000</u>		
引 当 金 合 計		11,650,000	
(4) 預 り 金		<u>8,561,904</u>	
流 動 負 債 合 計			703,552,886
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		18,647,538,815	
収 益 化 累 計 額		<u>△ 10,116,983,484</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>8,530,555,331</u>
負 債 合 計			13,758,941,588
資 本 の 部			
6 資 本 金			29,264,517,978
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ その他資本剰余金	<u>1,777,895,821</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		1,777,895,821	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 建 設 改 良 積 立 金	102,213,582		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>136,974,242</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>239,187,824</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,017,083,645</u>
資 本 合 計			<u>31,281,601,623</u>
負 債 資 本 合 計			<u>45,040,543,211</u>

注記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建	物	8 ～50年	
	構	築	物	7 ～60年
	機械および装置		5 ～20年	
	工具器具備品		2 ～15年	
	車 輜 運 搬 具		2 ～ 6 年	

(2) 無形固定資産 定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金 11,650千円を取り崩し、5,606千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）坂井地区水道賞与引当金戻入益に、6,044千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）日野川地区水道賞与引当金戻入益に計上する。

2 退職給付引当金の取り崩し

退職給付引当金 22,310千円を取り崩し、10,141千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）坂井地区水道退職給付引当金戻入益に、12,169千円を（款）水道事業収益（項）営業外収益（目）日野川地区水道退職給付引当金戻入益に計上する。

3 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

福井県水道用水供給事業会計では、坂井地区水道用水供給事業および日野川地区水道用水供給事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、これらを報告セグメントとする。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
坂井地区水道用水供給事業	あわら市および坂井市に水道水を供給する業務
日野川地区水道用水供給事業	福井市、鯖江市、越前市、南越前町および越前町に水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日）

（単位 千円）

	坂井地区水道用水供給事業	日野川地区水道用水供給事業	合 計
セグメント資産	15,392,311	29,648,232	45,040,543
セグメント負債	2,636,093	11,122,848	13,758,941
その他の項目			
減価償却費	563,878	1,092,363	1,656,241
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	624,273	823,746	1,448,019

令和 8 年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 お よ び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 収 入	2 国 庫 補 助 金		305,500	△ 8,667	296,833	
			91,000	△ 8,667	82,333	
		1 国 庫 補 助 金	91,000	△ 8,667	82,333	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的 支 出	1 福井臨海下水道 設 備 改 良 費		693,051	△ 39,005	654,046	
			476,551	△ 39,005	437,546	
		3 機械および装置	266,221	△ 39,005	227,216	

令和８年度 福井県臨海下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和８年４月１日から令和９年３月31日まで)

(単位 円)

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 60,916,277
減価償却費	528,167,000
引当金の増減額(△は減少)	△ 6,085,000
長期前受金戻入益	△ 279,797,000
受取利息および受取配当金	△ 9,107,000
未収金の増減額(△は増加)	△ 7,897,198
未払金の増減額(△は減少)	△ 3,121,911
小計	161,242,614
利息および配当金の受取額	9,107,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	170,349,614

２ 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 595,505,463
補助金等による収入	82,333,000
工事費負担金による収入	195,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 318,172,463

３ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フロー	0
------------------	---

資金増加額（または減少額）

△ 147,822,849

資金期首残高

1,679,064,586

資金期末残高

1,531,241,737

債務負担行為に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		8 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫	企 業 債	そ の 他	損 益 勘 定 金 留 保 資 金
沈 殿 池 流 入 ゲ ー ト 更 新 工 事	36,641	年度		年度 9	36,641				36,641

2. 変更

(単位 千円)

事 項	限 度 額	7 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		8 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫	企 業 債	そ の 他	損 益 勘 定 留 保 資 金
沈 砂 掻 寄 機 等 更 新 工 事	82,654	年度		年度 9	82,654				82,654

令和8年度 福井県臨海下水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 土 地	244,667,137	
ロ 建 物	1,187,900,296	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 778,171,317</u>	409,728,979
ハ 構 築 物	7,221,478,849	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,822,944,839</u>	4,398,534,010
ニ 機 械 お よ び 装 置	9,902,986,311	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,348,137,441</u>	3,554,848,870
ホ 車 輜 運 搬 具	1,080,000	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,026,000</u>	54,000
ヘ 工 具 器 具 備 品	64,478,019	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 49,439,130</u>	15,038,889
ト 建 設 仮 勘 定		
臨海下水道建設仮勘定	117,600,000	
有形固定資産合計		8,740,471,885
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 電 話 加 入 権	304,288	
無形固定資産合計		<u>304,288</u>

固 定 資 産 合 計			8,740,776,173
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,531,241,737	
(2) 未 収 金		92,191,259	
(3) 有 価 証 券		595,851,200	
(4) 立 替 金		<u>3,944</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,219,288,140</u>
資 産 合 計			<u><u>10,960,064,313</u></u>
負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	51,468,609		
ロ 修 繕 引 当 金	<u>203,054,050</u>		
引 当 金 合 計		<u>254,522,659</u>	
固 定 負 債 合 計			254,522,659
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		62,631,000	
(2) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>3,265,000</u>		
引 当 金 合 計		3,265,000	
(3) 預 り 金		<u>10,937,906</u>	
流 動 負 債 合 計			76,833,906

5 繰延収益

長期前受金

13,411,161,082

収益化累計額

△7,848,129,331

繰延収益合計

5,563,031,751

負債合計

5,894,388,316

資 本 の 部

6 資本金

4,455,553,899

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ その他資本剰余金

85,252,425

資本剰余金合計

85,252,425

(2) 利益剰余金

イ 利益積立金

4,609,816

ロ 建設改良積立金

258,255,225

ハ 当年度未処分利益剰余金

262,004,632

利益剰余金合計

524,869,673

剰余金合計

610,122,098

資本合計

5,065,675,997

負債資本合計

10,960,064,313

注記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法による。

主な耐用年数	建物	8～31年
	構築物	10～60年
	機械および装置	6～20年
	工具器具備品	2～15年
	車輜運搬具	5年

(2) 無形固定資産 定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当および勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表等関連

1 賞与引当金の取り崩し

賞与引当金 3,265千円を取り崩し、同額を（款）下水道事業収益（項）営業外収益（目）賞与引当金戻入益に計上する。

2 退職給付引当金の取り崩し

退職給付引当金 6,085千円を取り崩し、同額を（款）下水道事業収益（項）営業外収益（目）退職給付引当金戻入益に計上する。

3 修繕引当金に関する経過措置

平成26年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。